

こども医療費助成制度について

上富良野町

町で実施している就学前の乳幼児の医療費助成内容は、次のとおりです。

1 対象児童、内容

就学前児童で、現に上富良野町の住民基本台帳に登録されており、医療保険に加入している方。**(受給者証の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで)**

区分		助成内容
小学校就学前 (0歳から6歳)		全額助成
小学生	市町村民税所得割 非課税世帯	全額助成
	市町村民税所得割 課税世帯	入院のみ助成対象 自己負担3割のうち、2割を助成します。 ただし、自己負担の上限は、57,600円です。
中学性	市町村民税所得割 非課税世帯	全額助成

* 食事料、薬の容器代や文書料等は除かれますので本人負担となります。

2 受給者証の提示

対象児童が**北海道内の医療機関**で診療を受けるときは、**健康保険証と乳幼児医療費受給者証を必ず提示してください。**(自立支援医療・更生医療等の受給者証をお持ちの方は、その受給者証も一緒に必ず提示してください。)

3 入院する(した)場合について【重要】

入院する(した)際には、退院までに加入している健康保険に「限度額認定証」を必ず申請し、交付を受けてください。

各健康保険に、「高額療養費制度」があり、医療費の2割(もしくは3割)を際限なく支払うものではなく、世帯の所得の状況により上限が設定されています。

乳幼児等医療助成は、自己負担の軽減が目的でありますので、限度額認定証の申請をしなければ、上富良野町に一時的に過剰な医療費請求が医療機関から求められるため、必ず申請してください。

4 還付手続きについて

整骨院や補装具を作成した場合は、受給者証が使用できないため、下記により還付手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

整骨院・道外の医療機関など	補装具
①医療機関から発行された領収書もしくはレシート(受給者名の記載があり領収印があるもの) ②印鑑(シャチハタ以外のもの) ③乳幼児医療費受給者証及び健康保険証 ④通帳又は口座の確認できるもの	①医療機関から発行された領収書もしくはレシート(受給者名の記載があり領収印があるもの)、補装具購入の場合は医師の診断書 ②印鑑(シャチハタ以外のもの) ③乳幼児医療費受給者証及び健康保険証 ④通帳又は口座の確認できるもの ⑤医師の診断書 ⑥健康保険の支給決定通知等 ※補装具の作成に要した費用のうち、2割分は乳幼児医療で助成します。(8割分はご加入の健康保険に直接請求願います。)

※ 受診者名、領収印のいずれかが洩れた領収書については払い戻しできませんのでご注意願います。

※ 請求期間は領収書発行日から2年以内となっており、この期間を過ぎた領収書は給付の対象となりません。

5 届出事項

次のいずれかに該当したときは、届出が必要になります。

- ① 対象児童が死亡又は転出したとき。
- ② 両親の離婚、親の死亡等によりひとり親家庭に該当したとき。
- ③ 住所又は氏名を変更したとき。
- ④ 健康保険証が変わるとき

◎ 届出に必要なもの

乳幼児医療費受給者証、健康保険証、印鑑

担 当
上富良野町役場町民生活課総合窓口班
(TEL 0167-45-6985)